

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
自動車任意保険契約 仕様書

1 件名

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有または使用する自動車の任意保険（フリート契約）

2 保険期間（保険料算出条件）

令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時までの1年間の保険料を、自動車ごとに算出すること。

3 対象車両

本会が所有または使用する自動車75台
（地域福祉部門：25台、施設福祉部門：50台）

4 自動車損害保険の条件

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 年齢制限 | 全年齢担保 |
| (2) フリート決定料率 | 令和7年度 フリート割引率61% フリート多数割引率10% |
| (3) 車両保険 | 経年加算（施設福祉部門の該当する車両のみ） |
| (4) 対人賠償 | 無制限 |
| (5) 対物賠償 | 無制限（免責無し） |
| (6) 無保険者傷害 | 2億円／1名（契約車に搭乗中のみ補償） |
| (7) 自損事故 | 人身傷害補償保険で補償 |
| (8) 人身傷害 | 8,000万円以上／1名（契約の車に搭乗中の場合のみ補償） |
| (9) 搭乗者傷害 | なし |

※本会職員以外（本会サービス利用者等）が本会職員の許可を得て本会車両を使用し、運転又は同乗した際に事故を起こした場合についても同様の保証対象とすること。

(10) ロードアシスタンスサービスを利用できること

(11) その他

- ①個々の自動車の性能及び機能（装置）による割引ができる場合は、各種割引を適用すること（エアバック、ABS、車いす移動車、低公害車割引等）。
- ②車検時等の代車に本会が所有または使用する自動車と同じ任意保険が適用される特約を付帯すること。
- ③車両ごとの特約については、仕様書の別紙1及び別紙2のとおり
- ④車検証（写）は、別添資料のとおり
- ⑤その他、無償で付帯する特則がある場合は付帯させること。
- ⑥車両には一部、使用者と所有者が異なる車両が含まれている。